

## 第 7 期介護保険事業計画の概要

## 1. 介護サービス対象者・サービス量・給付費等の推計

第 7 期介護保険事業計画（平成 30～32 年度）における介護サービス量・給付費等について、第 6 期の実績及び見込等に基づき、次のとおり推計しました。

## (1) 総人口・高齢者人口・高齢化率

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
総人口 A	49,699	49,208	48,595	48,142	47,684	47,203
高齢者人口 B	14,610	14,875	15,058	15,196	15,264	15,295
前期高齢者 (65～74 歳)	7,415	7,456	7,438	7,439	7,317	7,338
後期高齢者 (75 歳以上)	7,195	7,419	7,620	7,757	7,947	7,957
高齢化率 B/A	29.4%	30.2%	31.0%	31.6%	32.0%	32.4%

※各年 9 月末現在

## (2) 要介護認定者数

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
要支援 1	346	357	421	492	561	651
要支援 2	420	448	430	449	447	445
要介護 1	543	533	569	586	594	613
要介護 2	424	445	425	374	329	295
要介護 3	354	363	339	340	323	330
要介護 4	294	298	323	380	419	463
要介護 5	334	336	351	346	341	338
計	2,715	2,780	2,858	2,967	3,014	3,135

※各年 9 月末現在

### (3) 施設サービス・居住系サービス利用者数

施設サービス利用者実績数等をもとに、市内及び近隣市町における施設整備の状況等を勘案し、施設・居住系サービス利用者数を推計しています。

	29年度	30年度	31年度	32年度
施設利用者数	494	517	517	517
うち要介護4・5	333	355	355	355
介護老人福祉施設	318	335	335	335
介護老人保健施設	157	160	160	160
介護療養型医療施設／介護医療院	1	2	2	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	18	20	20	20
居住系サービス利用者数	62	73	75	87
施設・居住系サービス利用者数	551	590	592	604

### (4) 標準的居宅サービス等受給者数

居宅サービス利用者実績数及び受給率を参考にしながら、要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を差引いて、標準的な居宅サービス利用者数を推計しています。

	29年度	30年度	31年度	32年度
要支援1	106	74	86	98
要支援2	175	87	87	86
要介護1	425	422	431	443
要介護2	334	254	220	185
要介護3	199	192	189	186
要介護4	111	153	187	221
要介護5	88	87	85	83
計	1,438	1,269	1,285	1,302

## (5) 標準的居宅サービス等／施設サービス量・給付費の推計

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 居宅サービス			
①訪問介護			
給付費	244,314	260,182	288,912
回数	97,763	104,194	115,966
(人数)	3,924	3,876	3,996
②訪問入浴介護			
給付費	8,707	8,710	8,972
回数	794	794	818
(人数)	192	192	204
③訪問看護			
給付費	90,636	96,293	105,655
回数	21,310	22,574	24,659
(人数)	2,016	2,028	2,112
④訪問リハビリテーション			
給付費	11,490	14,402	17,666
回数	4,343	5,490	6,781
(人数)	300	336	372
⑤居宅療養管理指導			
給付費	10,563	10,520	10,802
(人数)	1,284	1,296	1,344
⑥通所介護			
給付費	660,302	691,986	758,960
回数	87,019	90,614	98,554
(人数)	7,476	7,320	7,488
⑦通所リハビリテーション			
給付費	125,468	127,137	132,943
回数	14,362	14,411	14,927
(人数)	1,956	1,956	2,016
⑧短期入所生活介護			
給付費	149,465	156,759	169,694
日数	18,445	19,212	20,724
(人数)	1,812	1,800	1,860
⑨短期入所療養介護			
給付費	33,589	36,786	44,450
日数	3,456	3,773	4,548
(人数)	456	456	504
⑩特定施設入居者生活介護			
給付費	70,134	72,734	73,039
(人数)	372	384	384
⑪福祉用具貸与			
給付費	107,130	107,627	112,445
(人数)	7,788	7,728	8,004
⑫特定福祉用具販売			
給付費	4,946	5,129	5,619
(人数)	156	156	168

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(2) 地域密着型サービス			
① 認知症対応型通所介護			
給付費	28,401	29,491	30,687
回数	2,808	2,910	3,032
(人数)	276	276	276
② 小規模多機能型居宅介護			
給付費	59,535	60,452	61,343
(人数)	324	324	324
③ 認知症対応型共同生活介護			
給付費	112,316	112,561	112,659
(人数)	432	432	432
④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費	59,898	59,925	59,925
(人数)	240	240	240
⑤ 地域密着型通所介護			
給付費	180,279	196,971	228,832
回数	22,444	24,127	27,439
(人数)	1,956	1,920	1,968
(3) 住宅改修			
給付費	15,108	15,763	16,418
(人数)	144	156	168
(4) 居宅介護支援			
給付費	179,722	181,603	183,706
(人数)	12,972	13,020	13,092
(5) 介護保険施設サービス			
① 介護老人福祉施設			
給付費	1,028,295	1,028,755	1,028,755
(人数)	4,020	4,020	4,020
② 介護老人保健施設			
給付費	469,750	469,961	469,961
(人数)	1,920	1,920	1,920
③ 介護療養型医療施設／介護医療院			
給付費	8,811	8,813	8,813
(人数)	24	24	24
介護給付費 (小計) → (I)	3,658,859	3,752,560	3,930,256

## (6) 標準的介護予防サービス等／施設サービス量・給付費の推計

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 居宅サービス			
①介護予防訪問看護			
給付費	11,301	12,641	13,772
回数	3,769	4,303	4,756
(人数)	360	384	396
②介護予防訪問リハビリテーション			
給付費	157	315	315
回数	60	120	120
(人数)	12	24	24
③介護予防居宅療養管理指導			
給付費	776	777	904
(人数)	96	96	108
④介護予防通所リハビリテーション			
給付費	9,432	9,853	10,062
(人数)	324	348	360
⑤介護予防短期入所生活介護			
給付費	705	912	1,012
日数	126	162	180
(人数)	36	48	48
⑥介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費	3,683	4,198	4,711
(人数)	72	84	96
⑦介護予防福祉用具貸与			
給付費	8,316	8,593	9,047
(人数)	1,620	1,680	1,776
⑧介護予防特定福祉用具販売			
給付費	1,668	1,668	1,981
(人数)	60	60	72
(2) 地域密着型介護予防サービス			
①介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	2,807	2,808	3,311
(人数)	48	48	60
(3) 住宅改修			
給付費	9,238	9,238	10,801
(人数)	144	156	168
(4) 介護予防支援			
給付費	8,013	8,630	9,141
人数	1,884	2,028	2,148
予防給付費(小計) → (Ⅱ)	56,096	59,633	65,057
総給付費(合計) → (Ⅰ) + (Ⅱ)	3,714,955	3,812,193	3,995,313

## 2. 第7期介護保険料の積算

事業計画の改定に伴い第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料が見直されます。平成30年度から32年度における3年間の保険料の積算は次のとおりです。

### (1) 標準給付費

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費	3,714,955	3,812,193	3,995,313	11,522,461
特定入所者介護サービス費	147,083	147,741	148,041	442,865
利用者負担の見直し影響額	△1,699	△2,677	△2,927	△7,303
消費税率等の見直し影響額	0	45,746	95,888	141,634
高額介護サービス費等給付額	75,369	75,707	75,861	226,937
審査支払手数料	3,468	3,484	3,490	10,442
標準給付費見込額	3,939,176	4,082,194	4,315,666	12,337,036

### (2) 地域支援事業費

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地域支援事業費	192,391	204,290	219,151	615,832
介護予防・日常生活支援総合事業費	140,740	151,937	166,083	458,760
包括的支援事業・任意事業費	51,651	52,353	53,068	157,072

(3) 介護保険の財源

平成30年度から32年度までの第1号被保険者負担率が22%から23%に、第2号被保険者の負担率が28%から27%に、包括的支援事業・任意事業の国の負担率が39%から38.5%に、県・市の負担率が19.5%から19.25%に改正されました。

第7期			
	介護給付費	地域支援事業費	
		介護予防事業	包括的支援事業 ・任意事業
国	20.0%	25.0%	38.5%
国調整交付金	5.0%	—	—
県	12.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	—
合計	100%	100%	100%

(4) 第1号被保険者の保険料の算定

保険料収納必要額 = (標準給付費 + 地域支援事業費) × 23% + 調整交付金相当額 (標準給付費 × 約5%) - 調整交付金見込額 - 準備基金取崩額

$$(12,337,036 \text{ 千円} + 615,832 \text{ 千円}) \times 23\% + 639,790 \text{ 千円} \\ - 657,596 \text{ 千円} - 150,000 \text{ 千円} = 2,811,353 \text{ 千円}$$

保険料賦課総額 = 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率

$$2,811,353 \text{ 千円} \div 99.0\% = 2,839,751 \text{ 千円}$$

所得段階別加入割合補正後被保険者数 = 30年度人数 + 31年度人数 + 32年度人数 (第1号被保険者数を保険料の負担割合に応じて補正して算定)

$$15,235 \text{ 人} + 15,302 \text{ 人} + 15,334 \text{ 人} = 45,871 \text{ 人}$$

保険料基準月額 = 保険料賦課総額 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 ÷ 12月

$$2,839,751 \text{ 千円} \div 45,871 \text{ 人} \div 12 \text{ 月} = 5,159 \text{ 円}$$

### 第7期介護保険料

保険料段階については、国の示す標準9段階とし、保険料による負担を全ての対象者に等しく求める観点から、負担割合及び基準所得金額の見直しを行いました。

現行 第6期（平成27～29年度）				
段階	対象者の内容	率	保険料	
			月額	年額
1	生活保護、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	0.45	2,295	27,540
	市民税世帯非課税 公的年金収入額+合計 所得金額≤80万円			
2	市民税世帯非課税 公的年金収入額+合計 所得金額80万円超 120万円以下	0.75	3,825	45,900
3	市民税世帯非課税 公的年金収入額+合計 所得金額120万円超	0.75	3,825	45,900
4	本人が市民税非課税 公的年金収入額+合計 所得金額≤80万円	0.85	4,335	52,020
5	本人が市民税非課税 (上記以外)	1	5,100	61,200
6	本人が市民税課税 (合計所得金額125 万円未満)	1.2	6,120	73,440
7	本人が市民税課税 (合計所得金額125 万円以上190万円未 満)	1.3	6,630	79,560
8	本人が市民税課税 (合計所得金額190 万円以上200万円未 満)	1.4	7,140	85,680
9	本人が市民税課税 (合計所得金額200 万円以上290万円未 満)	1.5	7,650	91,800
10	本人が市民税課税 (合計所得金額290 万円以上400万円未 満)	1.6	8,160	97,920
11	本人が市民税課税 (合計所得金額400 万円以上)	1.7	8,670	104,040

改正後 第7期（平成30～32年度）				
段階	対象者の内容	率	保険料	
			月額	年額
1	(現行のまま)	0.45	2,295	27,540
	(現行のまま)			
2	(現行のまま)	0.75	3,825	45,900
3	(現行のまま)	0.75	3,825	45,900
4	(現行のまま)	0.85	4,335	52,020
5	(現行のまま)	1	5,100	61,200
6	本人が市民税課税 (合計所得金額120 万円未満)	1.2	6,120	73,440
7	本人が市民税課税 (合計所得金額120 万円以上200万円未 満)	1.3	6,630	79,560
8	本人が市民税課税 (合計所得金額200 万円以上300万円未 満)	1.5	7,650	91,800
9	本人が市民税課税 (合計所得金額300 万円以上)	1.7	8,670	104,040

※月額是小数点以下を四捨五入しています。